

令和8年度就職氷河期世代活躍応援事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度就職氷河期世代活躍応援事業委託業務（以下、「本事業」という。）

2 事業の目的

本事業は、福井県内の就職氷河期世代と県内企業とをマッチングするため、合同企業説明会の開催や、企業への育成支援および各事業の広報業務を行うことで、就職氷河期世代等の方の雇用促進や県内企業の人材確保につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

- (1) 就職氷河期世代対象合同企業説明会の開催業務
別添1のとおり
- (2) 就職氷河期世代を採用した企業への育成支援業務
別添2のとおり
- (3) 就職氷河期活躍応援事業に関する広報業務
別添3のとおり

5 県への報告

事業完了後、受託者は事業の進捗状況を取りまとめ、県に完了報告を行うこと。これにかかわらず、県から求めがあった場合は、適宜報告を行うこと。

6 運営体制

- (1) 県との連絡調整役として、運営責任者を配置すること。
- (2) 本事業を運営する事務局を設置すること。
- (3) 受託者は、この契約締結後、10日以内に業務日程表を作成し、県に提出すること。
- (4) その他、本事業を運営するに当たり、適切な人員体制を整備し、円滑な運営に努めること。
本事業にかかる人件費は、本事業に関連する業務を行う場合のみに支出すること。

7 対象経費

本事業に関連のない経費については対象経費として認めないので、受託者にあっては、本事業に要した経費を明確に区分して管理すること。

なお、備品（取得価格が10万円以上のもの）は原則としてレンタルまたはリースで対応すること。また、機器設備の購入、不動産物件の取得、施設の改修等は対象経費と認めない。

8 その他

- (1) 業務にあたり、内容等については、県と協議のうえ実施し、本仕様書に疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議して定めること。
- (2) 支援企業とのトラブルについては、受託者が責任を持って対応すること。

別添1 就職氷河期世代対象合同企業説明会の開催業務

1 委託業務内容

(1) 対面式合同企業説明会の開催

- ア 開催回数 2回（具体的な日時と場所は県と協議し決定するものとする。）
- イ 参加対象 ・就職氷河期世代の採用に関心のある県内企業20社程度/回
・35歳以上55歳以下の求職者等
- ウ 内容 内容や、進行方法は、提案によるものとするが、以下を盛り込むこと。
・県内企業と、求職者が直接会話できる交流ブースを設けること。
・ステージ等において参加企業の求職者へのPRタイムを設けること。
・参加企業向けの就職氷河期世代採用に関するセミナーを実施すること。
・参加者向けのセミナー（キャリアデザインセミナー等）を実施すること。
・ふくいジョブステーション等の関係機関と連携し開催すること。
・説明会当日の司会進行・運営を実施すること。
・説明会当日は参加企業や求職者の要望を聞き、マッチングを進めるコーディネーターを配置すること。
・参加企業・求職者へのアンケートを実施し、マッチングの実績について把握すること。
- エ 開催準備 ・参加企業の選定を行う場合は県と協議のうえ、決定すること。
・参加企業や求職者のとりまとめ案内等を行うこと
・会場の予約・設備・備品等の調整を行い、使用料を支払うこと。
・合同企業説明会の看板を会場内外に最低1つ以上設置すること。
・各企業ブースには、原則として最低限机1脚、椅子4脚、パネル1枚、電源2口を設置するとともに企業名を記載した札もしくは看板等を設置し、企業と求職者の円滑な交流が図れるよう配慮すること。
・マイク・音響施設の予約およびステージの設置を行うこと。
・受付・事務局用のブースを設けること。
・会場案内図をポスター・看板等を用い設置すること。
・設営・撤去等は受託者もしくは受託者が委託した設営業者が行うこと。
・事前に参加企業向けの説明会（オンライン可）を開催すること。

(2) メタバース等によるオンライン合同企業説明会の開催

- ア 開催回数 5回（具体的な日時は県と協議し決定するものとする。）以上
※企業や参加者の申込みが見込めず、一部実施不可の場合は別途県と協議する。
※対面式と同時開催する場合は、県と協議したうえで実施するものとする。
- イ 1回あたりの参加者 ・就職氷河期世代を求める県内企業10社程度
・35歳以上55歳以下の求職者等
- ウ 内容 内容や、進行方法は、提案によるものとするが、以下を盛り込むこと。
・個別の企業ごとにリアルタイムで求職者との双方向のコミュニケーションが可能なメタバースプラットフォーム等を契約の相手方にて選定し、県に提案のうえ、メタバースプラットフォーム事業者等と年間契約し実施すること。

- ・ 県内企業と、求職者が直接会話できる交流ブースを設けること。
 - ・ 県内企業の PR 動画を掲載（リンク先の掲載も可）すること。
 - ・ 参加企業向けの就職氷河期世代定着に関するセミナーや参加求職者向けセミナー等を実施すること（動画掲載による実施も可）。
 - ・ ふくいジョブステーション等の関係機関と連携し開催すること。
 - ・ 説明会当日の司会進行・運営を実施すること。
 - ・ 参加企業・参加求職者へのアンケートを実施し、マッチングの実績についてできる限り把握すること。（匿名参加のため困難であれば省略可）
- エ 開催準備
- ・ 会場内に企業名を記載したブースを設け、企業紹介の動画・HP のリンク先等を掲載すること。
 - ・ 会場内にイベント名と会場案内図を掲載すること。
 - ・ 参加企業の選定を行う場合は県と協議のうえ、決定すること。
 - ・ 参加企業や求職者のとりまとめ、案内等を行うこと
 - ・ 契約したメタバースプラットフォームについて、ID・パスワード等を県と共有し、イベントを開催しない期間のメタバースプラットフォームの活用は県に一任すること。
 - ・ 説明会当日は参加企業や求職者の要望を聞き、マッチングを進めるコーディネーターを配置すること。
 - ・ 事前に参加企業向けの説明会（オンライン可）を開催すること。

別添2 就職氷河期世代を採用した企業への育成支援業務

1 委託業務内容

(1) 支援企業の募集

契約後速やかに事業の広報を実施し、支援企業の募集を行うこと。募集に当たってはチラシ等の紙媒体や動画広告等の電子媒体等を活用した事業ターゲットに効果的な広報を行うこと。なお、企業からの申込受付および問い合わせ対応等は、受託者において行う。

(2) 支援対象者

以下の全ての条件にあてはまる方を対象とする。

- ・県内在住の40歳以上55歳以下の方（令和8年4月1日現在）で、令和8年度に県内企業・団体等に新規入社した方
 - ・過去1年間正規雇用労働者として雇用された経験がない方で、過去5年間の正規雇用経験が1年超～4年以下の方
- （特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）の対象外の方）

(3) 支援内容

育成支援は、対象者に対し以下のいずれかまたは全てを実施することとするが、より効果的な支援内容がある場合は、提案・協議のうえ、実施できることとする。

① ジョブコーチ（業務指導者）の派遣

- ア 内容 業務のスキルアップに対する個別指導を行う就職氷河期世代へのジョブコーチ（業務指導者）の派遣
- イ 派遣回数 1人につき3回まで
- ウ その他 職種により、若年技能者人材育成支援等事業（厚生労働省委託事業）が活用できる場合は、福井県職業能力開発協会につなぐこと。
ジョブコーチへの報酬支払は事業完了後、受託者が行うこと。

② キャリアコンサルタントによる個別面談の実施

- ア 内容 支援対象者へのキャリアコンサルティング（企業内における上長・指導者への面談も実施可能）
- イ 面談回数 1人につき2回まで
- ウ その他 キャリアコンサルタントへの報酬支払は事業完了後、受託者が行うこと。

③ 集合研修の実施

- ア 内容 内容や、進行方法は、提案によるものとするが、以下を盛り込むこと。
就職氷河期世代定着に向けた理解や、キャリアデザイン形成等
- イ 開催回数 1人につき1回まで
- ウ その他 講師や会場の手配等を行うこと。
講師等への報酬支払は事業完了後、受託者が行うこと。
支援対象者以外であっても研修の参加を希望する社員は受講可能とする。

(4) 企業への周知

関係先企業への周知、HP や SNS 等を活用した効果的な周知を行うこと。（経済団体を通じた企業への事業周知は県も協力して行う。）

(5) 企業からの申請書受付・実績報告

企業からの申請書の受付、書類の審査等を実施すること。

申込企業多数により選定を行う場合は県と協議のうえ決定すること。

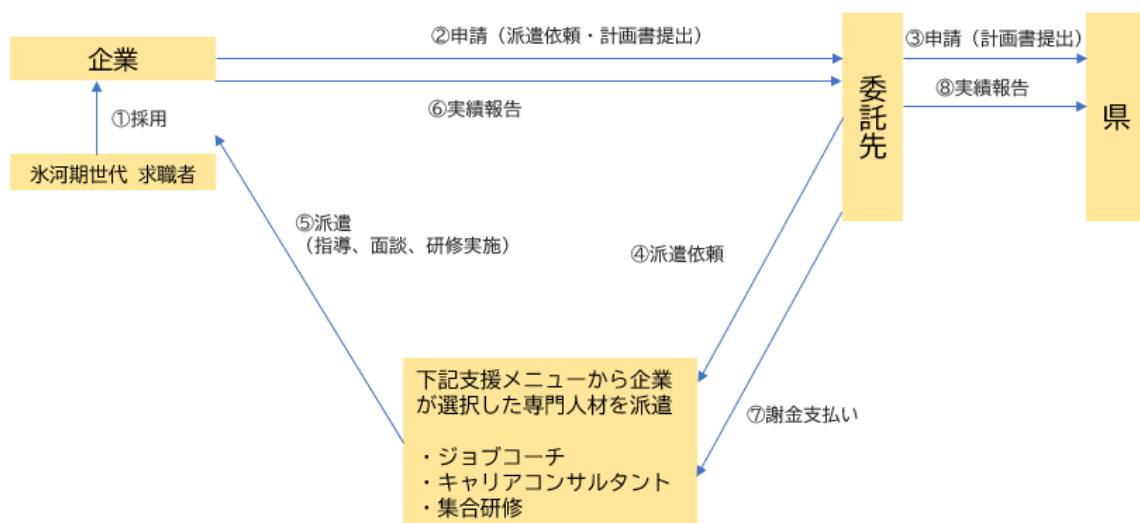
事業実施後は企業から実績報告書を提出してもらい書類の審査等を実施すること。

申請書および実績報告書の写しは県に送付すること。

事業完了後、企業および対象求職者にアンケートを実施すること。(内容は県と協議)

スキーム案については、下記を想定しているが、実現が困難な場合は適宜県と協議して見直すこと。

参考) 想定されるスキーム案



別添3 就職氷河期世代活躍応援事業に関する広報業務

1 委託業務内容

以下の業務を全て行うものとする。

(1) 共通項目

- ・ 福井県在住者の就職氷河期世代を対象として、支援施策について周知すること。

(2) 事業周知のためのランディングページおよびチラシ・ポスターの作成

- ・ 事業周知のためのランディングページを製作すること
ランディングページには、効果的なイラストや画像のほか、チラシデータや各種就職氷河期関連事業のリンクを掲載し、必要に応じて更新すること。
内容については、県と協議し、承諾を得ること。
- ・ チラシについては、事業全体の周知、合同企業説明会の周知（求職者・企業向け双方）、企業への育成支援周知のほか、就職氷河期世代向けのオンデマンドビジネス講座についての周知を行うチラシも作成し、ハローワークや市町、企業等への周知に活用すること。必要に応じてポスターも制作すること。なお、デザインは県と十分協議し、承諾を得ること。

(3) WEB・SNS 等を活用した周知広告の実施

- ・ WEB・SNS 等を活用し、効果的な周知を行うこと。
- ・ Yahoo!Japan 等の検索エンジンや Youtube などの SNS にディスプレイ広告等の Web 広告やショート動画を掲載し、対象者への周知を実施すること。
- ・ 広告のツール、媒体等は、受託者が最も効果的であると考えられる方法を県に提案の上、運用すること。
- ・ 事業のターゲット層に適切なタイミングで表示され、効果的に伝わるように広告を実施すること。
- ・ 広告を実施する時期については、県と協議のうえ決定すること。

(4) ショート動画作成

- ・ Youtube 等で活用可能な事業 PR のための 15 秒程度のショート動画を複数作成し、広報に活用すること。
- ・ 動画は、アニメもしくは実写動画によるものとし、事業全体・合同企業説明会・リスキリング講座等の内容を含み、ストーリー仕立てなど就職氷河期世

代が事業に関心を持つように工夫すること。

- ・ 動画の内容については、県と十分協議のうえ決定すること。

2 その他

- ・ 作成したチラシ、ポスター、動画、ホームページ等の所有権、著作権等のすべての権利は、福井県に帰属するものとする。